

食品表示法（JAS法）、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく  
行政措置の状況について（平成29～30年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
表示・取引適正化グループ

1 食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく措置（P2～3）

（事業者数）

	食品表示法 ※1（JAS法）			景品表示法 ※2	
	命令	指示	指導	措置命令 ※3	指導 ※4
26年度	0	2	120	0	69
27年度	0	2	125	0	36
28年度	0	1	132	0	23
29年度	0	0	108	1	17
30年度 ※5	0	0	117	0	20

※1 平成27年3月31日以前はJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

※2 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※3 平成26年11月末日で「指示」が廃止され、12月1日から「措置命令」となっている。

※4 平成27年度まで「注意」

※5 平成31年3月末日現在。指導件数の数値は速報値。

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（P4～7）

	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務 停止 命令	指示	業務 禁止 命令	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
26年度	4	1	—	5	1	4	5	57
27年度	0	1	—	2	0	0	2	22
28年度	1	0	—	0	0	0	0	21
29年度	2	2	0	0	1	5	4	30
30年度	1	2	0	2	1	4	4	37

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づき不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導を行ったもの

食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について  
（平成29～30年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
平成31年3月末日現在

<平成29年度における法に基づく措置>

1 ホクレン農業協同組合連合会（優良誤認表示）（景品表示法に基づく措置命令）

- (1) 所在地：札幌市中央区北4条西1丁目3番地
- (2) 事業内容：会員の事業又は会員の組合員の事業若しくは生活に必要な物資の供給その他
- (3) 行為概要：ホクレンは、道内の小売店に加工食品を供給するに当たり、道産食材を使用した加工食品の需要拡大を図る目的で、道産原料の使用を示す「70%以上使用（赤）」、「30～70%使用（緑）」、「30%未満使用（青）」と表示した商品説明カード（POP）を付して販売させていたが、一部商品については、商品の成分表の確認不十分などにより、道産原料が未使用又は一部時期について未使用であったことが判明した。
- (4) 措置：措置命令・措置命令の事実の公表  
措置命令：平成29年8月22日  
措置命令の事実の公表：平成29年8月22日  
（措置命令内容）
  - ①景品表示法違反事実の消費者への周知徹底
  - ②再発防止対策の役員及び従業員への周知徹底
  - ③同様の表示の禁止
  - ④講じた措置について報告

<平成29年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
16	58	15	20	109	5	6	23	2	36	145

◎主な行政指導の事例

- ・揚げかまぼこについて、オキアミを原材料に使用しているにもかかわらず、原材料名を「えび」と表示していた事例
- ・袋詰め精米について、一括表示がされていない事例
- ・味付け羊肉の量目に係る誤表示

【景品表示法】

優良誤認表示	14 件
有利誤認表示	2 件
おとり広告	1 件
合計	17 件

<平成30年度における法に基づく措置>

※なし

<平成30年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
12	51	7	13	83	13	14	23	8	58	

◎主な行政指導の事例

- ・在庫の精米について、再びとう精して精米年月日の書換えを行っていた事例
- ・干しそばについて、重量割合上位1位が小麦粉であるのに、原材料名に「そば粉」を先に記載していた事例。

【景品表示法】

不当景品類	2 件
優良誤認表示	13 件
有利誤認表示	3 件
おとり広告	2 件
合計	20 件

<平成29年度における法又は条例に基づく措置>

1 安藤直久【特定商取引法】業務停止命令、指示【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1)所在地：苫小牧市音羽町2丁目

(2)業態：訪問販売（いわゆる便利屋）

(3)行為概要：個人事業者は、不用品回収や庭木の剪定などの役務を請け負い、前金を支払わせた上で、作業を途中で止めたり全く作業を行わず、また、契約解除に伴う返金をしなかった。

(4)違反条項：特定商取引法第5条第1項及び第7条第1号

(5)措置：①業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）

【内容】平成29年11月17日～平成30年8月16日の9か月の業務の一部停止

②指示（特定商取引法第7条）、指示の公表

【内容】書面不交付及び債務履行拒否・不当遅延について個人事業者が講じた改善措置を、平成30年7月16日までに北海道知事あて文書で報告すること。

③報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(6)処分日：平成29年11月15日

(7)公表日：平成29年11月16日

2 「HOME配管」こと在間是【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目

(2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

(3)相談概要：個人事業者は、排水管洗浄や住宅リフォームの契約を締結した消費者に対し、不備のある契約書面を交付し、約束した期日を過ぎても工事をしない、またはクーリング・オフ等契約解除に伴う返金をしないという消費者からの相談。

(4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5)公表日：平成29年11月29日

3 株式会社エベレスト【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1)所在地：札幌市北区北9条西4丁目7番4号

(2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

(3)相談概要：事業者は、消費者の住居を訪問し、「排水管を無料で点検します」などと告げて消費者に近づき、排水管の点検をした後、排水管洗浄や住宅リフォームの契約締結について勧誘をするという消費者からの相談。

(4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5)公表日：平成29年11月29日

4 東洋設備【消費生活条例】公表（重大被害防止措置）

(1)所在地：札幌市北区北9条西4丁目

(2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

(3)行為概要：事業者は、消費者の住居を訪問し、排水管洗浄の契約を締結する際に、消費者に虚偽の事業者所在地を記載した契約書面等を交付した。

(4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）

(5)措置：重大な被害を防止する情報の提供（消費生活条例第17条の2）

【内容】事業者は、消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法を用いており、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、個人事業者の情報を提供した。

(6)公表日：平成30年1月12日

**5 「HOME配管」こと在間是【特定商取引法】業務停止命令、指示**

(1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目

(2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

(3)行為概要：個人事業者は、排水管洗浄や住宅リフォームの契約を締結した消費者に対し、不備のある契約書面を交付し、約束した期日を過ぎても工事をしない、またはクーリング・オフ等契約解除に伴う返金をしなかった。

(4)違反条項：特定商取引法第5条第1項、同条第2項及び第7条第1号

(5)措置：①業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）

【内容】平成30年1月31日～4月29日の3か月の業務の一部停止

②指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）

【内容】書面記載不備及び債務履行拒否・不当遅延について個人事業者が講じた改善措置を、平成30年3月29日までに北海道知事あて文書で報告すること。

(6)処分日：平成30年1月29日

(7)公表日：平成30年1月30日

**6 島地郁恵【消費生活条例】公表（調査妨害）**

(1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目

(2)業態等：「HOME配管」こと在間是及び株式会社エベレストと取引をする者

(3)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(4)公表日：平成30年1月30日

**【平成29年度における行政指導の内訳】**

主な取引形態		主な商品・役務			
訪問販売	20件	住宅リフォーム、排水管洗浄修理	8件	インターネット関係	1件
通信販売	1件	寝具	4件	貴金属（訪問購入）	1件
電話勧誘販売	3件	新聞	3件	健康器具	1件
特定継続的役務提供	2件	健康食品、化粧品	3件	ミネラルウォーター	1件
訪問購入	1件	和洋装、貴金属	2件	灯油タンク洗浄	1件
その他（店舗）	3件	学習塾、家庭教師	2件	浄水器	1件
計	30件	ネイルスクール	1件	不動産	1件
計					30件

**<平成30年度における法又は条例に基づく措置>**

**1 「リバイバル」こと山本博隆【消費生活条例】公表（調査妨害）**

(1)所在地：札幌市中央区南12条西9丁目

(2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）

(3)相談概要：個人事業者は、消費者の住居を訪問し、「布団の点検に来た」などと告げて消費者に近づき、「羽毛がたくさん出て来て、放っておくと大変だ」などと言い、布団リフォームの契約締結について勧誘をするという消費者からの相談。

(4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5)公表日：平成30年5月21日

## 2 「大洋商会」こと佐藤洋一【消費生活条例】公表（重大被害防止措置）

- (1)所在地：札幌市東区北44条東15丁目
- (2)業態：訪問販売（消火器、薬剤の詰め替え）
- (3)行為概要：個人事業者は、消費者の住居を訪問し、消火器販売等の契約を締結する際に、消費者に虚偽又は不明確な事業者所在地を記載し領収証を交付した。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）
- (5)措置：重大な被害を防止する情報の提供（消費生活条例第17条の2）  
【内容】個人事業者は、消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法を用いており、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、個人事業者の情報を提供した。
- (6)公表日：平成30年6月5日

## 3 「スマイル」こと漆戸雅彦【特定商取引法】業務停止命令、指示【消費生活条例】公表（勧告に従わない旨）

- (1)所在地：札幌市中央区南6条西9丁目
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）
- (3)行為概要：過去に業務停止処分や勧告を受けていたにもかかわらず、個人事業者は、消費者の住居を訪問し、「布団屋ですけど」と告げるだけで寝具の販売等の勧誘目的を隠し、断った消費者に引き続き勧誘を続けるなど、違反行為を繰り返していた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第2項及び第5条第1項  
消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：①業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）  
【内容】平成30年9月20日～平成31年6月19日の9か月の業務の一部停止  
②指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）  
【内容】勧誘目的等不明示、再勧誘及び書面記載不備について個人事業者が講じた改善措置を、平成31年5月20日までに北海道知事あて文書で報告すること。  
③勧告に従わない旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】個人事業者は、平成22年10月8日付けで道から「消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。」との消費生活条例第17条第3項に基づく勧告を受けていたにもかかわらず、当該勧告に従っていなかったことから、その旨を公表した。
- (6)処分日：平成30年9月18日
- (7)公表日：平成30年9月20日

## 4 「郷土新報社」こと山口勲【特定商取引法】指示【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：富山県富山市小原屋
- (2)業態：訪問販売（郷土誌）
- (3)行為概要：個人事業者は、消費者宅を訪問し、郷土誌の取材と告げるだけで販売の勧誘目的を明らかにせず、記載内容に不備のある契約書面を交付していた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条及び第5条第1項  
消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：①指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）  
【内容】・訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者の氏名、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにすること。  
・訪問販売により、売買契約を締結したときは、法令に定める事項を記載した、当該売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付すること。  
・勧誘目的等不明示及び書面記載不備について改善措置を講じるとともに、その内容を期限までに文書で報告すること。  
②勧告（消費生活条例第17条第3項）、情報提供（同条第4項）  
【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、

消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

(6) 措置日：平成30年10月26日

(7) 公表日：平成30年10月30日

**5 「ジャストメガネ」こと植田昭二【消費生活条例】公表（調査妨害）**

(1) 所在地：旭川市豊岡9条5丁目

(2) 業態：訪問販売（眼鏡）

(3) 相談概要：「十分な判断ができない高齢者がメガネの売買契約を締結した」「半年間に6本のメガネを購入したが不要なものなので解約したい」といった相談。

(4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5) 公表日：平成30年11月12日

**6 「大洋商会」こと佐藤洋一【消費生活条例】勧告**

(1) 所在地：札幌市東区北33条東5丁目

(2) 業態：訪問販売（消火器、薬剤の詰め替え）

(3) 行為概要：個人事業者は、消費者の住居を訪問し、消火器販売等の契約を締結する際に、消費者に虚偽の事業者所在地を記載し領収証を交付した。

(4) 違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）

(5) 措置：勧告（消費生活条例第17条第3項、情報提供（同条第4項））

【内容】事業者の住所について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させないこと。

(6) 勧告日：平成31年1月7日

(7) 公表日：平成31年1月7日

**7 合同会社鷺田商事【消費生活条例】公表（調査妨害）**

(1) 所在地：札幌市厚別区厚別中央3条4丁目

(2) 業態：訪問販売（排水管洗浄、修理）

(3) 相談概要：胆振東部地震発生後、「緊急の排水管メンテナンスのお知らせ」というチラシが消費者の自宅に投函され、「排水管に破損等の問題が発生している可能性が非常に高いので、早急に点検清掃をするよう勧める」と記載されているが、事業者を信用できるか、といった相談や、事業者と排水管の工事の契約を締結したが、契約書を受け取っていない、といった相談。

(4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5) 公表日：平成31年3月19日

**【平成30年度における行政指導の内訳】**

主な取引形態		主な商品・役務			
訪問販売	26件	寝具	7件	学習教材	1件
電話勧誘販売	4件	住宅リフォーム	5件	菓子	1件
特定継続的役務提供	1件	貴金属（購入）	3件	かつら	1件
訪問購入	3件	健康食品	3件	結婚相手紹介	1件
その他（店舗販売）	3件	排水管洗浄	3件	住宅清掃	1件
計	37件	ウォーターサーバー	2件	消火器	1件
		灯油タンク洗浄	2件	太陽光発電システム	1件
		保険金申請支援	2件	宝石	1件
		インターネット接続	1件	眼鏡	1件